

各位

NPO法人 全国移動サービスネットワーク

## 「デイサービス・病院・地域支え合い型移動サービス向け 送迎運転者講習テキスト」 第3版 発行のお知らせ

日頃より当会の活動にご理解ご支援をいただき誠にありがとうございます。

このたび、標記の「送迎運転者講習テキスト」を増刷することとなり、一部加筆修正いたしました。

講習実施機関の皆様におかれましては、お手元に「送迎運転者講習テキスト（2版）」がございましたら、今後の講習実施の際、本紙をコピーして配布していただければ幸いです。ご指導いただく講師のみなさまにも、事前に変更点をご確認いただきますようお願い申し上げます。今後も、役立つテキストにするため改訂を行ってまいりますので、お気づきの点がありましたらご意見をお寄せください。

### 【送迎運転者講習テキスト 2版からの主な変更点】

項目	2版の頁番号と位置		挿入文もしくは差し替え内容
はじめに	P1	5行目	(旧) 3,000名を超え、テキストの発行部数も累計3万5千冊以上となりました。 (新) 4,200名を超え、テキストの発行部数も累計5万6千冊以上となりました。
第1章 送迎サービス（移動サービス）について	P5	8行目	(旧) 少ない過疎地 (新) 不便な地域 (旧) 最寄りの駅や停留所まで (新) 買物や通院のために
	P11	[7さまざまな組合せ] 本文下の囲み部分差し替え	[ワンポイント] 地域支えあい型移動サービス（移動・外出支援）を取り巻く情勢の変化、全文差し替え（別紙参照）。
	P12	中間部分の文章、一部差し替え	(旧) 新しい総合事業は、・・・わずかです(2016年(平成28年)1月現在)。 (新) 総合事業は、どのサービス類型をどのようなしくみで実施するかを、市町村が決めることとされており、全国的に住民主体型のサービスの導入が遅れています。特に、訪問型サービスDの実施市町村は、全国30ほどと言われています(2018年10月)。
第2章 知っておきたい法律	P18	5行目	(旧) 過疎地 (新) 交通が不便な地域
	P18	(2) 法改正の影響 8~9行目	(旧) 2014年(平成26年)3月現在、・・・88団体で、 (新) 2017年3月現在、福祉有償運送は2,465団体、公共交通空白地有償運送は106団体で、
第3章 接遇・介助	P29	下から6行目 前に挿入	段差や溝、不整地等に対応するためキャストを上げることは欠かせません。
	P29	下から2行目	(旧) 介助者はハンドクリップを・・・キャストを浮かせます。 (新) 介助者はティッピングレバーを踏みこみハンドグリップを手前に引くように押し下げ、ゆっくりとキャストを浮かせます。下ろすときには、ティッピングレバーを踏みながらゆっくり下ろします。

項目	2版の頁番号と位置	挿入文もしくは差し替え内容	
第3章 接遇・介 助	P36 ～ 37	[●車両の座 席への乗降] ①⑥⑦一部差 し替え ②④全文差し 替え ③後ろに挿入 ⑤全文削除	①(旧)自動車 (新)ドア ②利用者と確認しながら車いすを約30度の角度に止め、駐車ブレーキを かけステップを上げます。レッグレストを外側に回せる場合は、車いすを 車両に近づけるために回すこともあります。 ③利用者がドアに触れても不安定にならないように、介助者はドアを全開 にし、体で固定するように立つと良いでしょう。 ④利用者にはおしりから座ってもらいます。先に片足を入れると、上手く 腰掛けられない場合があります。利用者の頭が車体にぶつからないよう に、介助者は手を車体に添えます。 (旧)⑥ゆっくり腰を下ろし、(新)⑤ (旧)⑦ (新)⑥
第4章 移送サー ビスで使 用する車 両	P40	下から9行目	(旧)したり、同乗者の有無によってもニーズが変化したりします。 (新)することがあります。
	P45	下から12行目	(旧)電動ドアが閉じる際の事故にも気をつけます。 (新)電動ドアが閉じる際に指等が挟まれる事故にも気をつけます。
	P47 P50	④及び③[チャ イルドロック、パワウ インドウ、電動ド ア、エアコン]5行目	(旧)閉じる時の事故にも気をつけます。 (新)閉じる時に指等が挟まれる事故にも気をつけます。
第5章 送迎サー ビスの運 転に必要な知識と 心構え	P59	[③減速も優 しく]末尾に 挿入	一時停止や狭い角ではもちろん、低速走行やバック走行の時も注意が必要 です。
第6章 リスクへ の備えと 対応	P82	[3活動に関 わる保険]1行 目	(旧)乗車中の (新)関する
	P83	7行目[場合 は、]後ろに挿 入	事故時にはその車両の保険で対応することが原則となりますので、
	P84	3行目削除	「個人情報の保護に関する法律」によって、“5,000人を超える”
5行目		(旧)5,000人以下の個人情報を・・・社会問題にもなっています。 (新)「改正個人情報保護法」が2017年5月30日に施行され、5,000人 以下の個人情報を取り扱う団体であっても同様に義務付けとなりました。	

#### 【その他の修正点】

- ・(平成〇〇年)表記を全削除。
- ・細かい文章表現を一部変更、削除。

変更及び削除した箇所 (P24. 25. 29. 34. 41. 42. 43. 44. 45. 46. 47. 49. 50. 56. 59. 62. 65. 71. 79. 81. 82)

## ワンポイント



### 地域支えあい型移動サービス(移動・外出支援)を取り巻く情勢の変化 ～介護保険制度改正と「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」～

介護保険制度では、従来、要支援認定者が利用できる外出関係のサービス(予防給付)がほとんどありませんでした。しかし、2015年4月に予防給付の一部が、市町村が行う地域支援事業の「新しい介護予防・日常生活支援総合事業(以下、総合事業)」に移行されたことで、状況が変わる可能性が出てきました。この事業は、要支援者もしくは同程度の人(基本チェックリスト該当者)の日常生活上の困りごとを介護サービスではなく多様な生活支援サービスで支えていこうという考え方で設計されています。

高齢者の社会参加や交流を促して介護予防につなげるとともに、「安心の確保(見守り)」、「家事」、「外出」、「交流」等は、「介護予防・生活支援サービス事業」の一つに示された住民主体型(B類型とD類型)のサービスによって支援する形が示されました。「外出」については、「訪問型サービスD」というメニューが示され、①通所型サービス等への送迎や、②通院等の送迎前後の付き添い支援といった、生活支援と密接不可分な移動について、市町村が実施主体に間接経費の補助(助成)を行う形で実施することが想定されています。

## ワンポイント



### 地域支えあい型移動サービス(移動・外出支援)を取り巻く情勢の変化 ～介護保険制度改正と「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」～

介護保険制度では、従来、要支援認定者が利用できる外出関係のサービス(予防給付)がほとんどありませんでした。しかし、2015年4月に予防給付の一部が、市町村が行う地域支援事業の「新しい介護予防・日常生活支援総合事業(以下、総合事業)」に移行されたことで、状況が変わる可能性が出てきました。この事業は、要支援者もしくは同程度の人(基本チェックリスト該当者)の日常生活上の困りごとを介護サービスではなく多様な生活支援サービスで支えていこうという考え方で設計されています。

高齢者の社会参加や交流を促して介護予防につなげるとともに、「安心の確保(見守り)」、「家事」、「外出」、「交流」等は、「介護予防・生活支援サービス事業」の一つに示された住民主体型(B類型とD類型)のサービスによって支援する形が示されました。「外出」については、「訪問型サービスD」というメニューが示され、①通所型サービス等への送迎や、②通院等の送迎前後の付き添い支援といった、生活支援と密接不可分な移動について、市町村が実施主体に間接経費の補助(助成)を行う形で実施することが想定されています。